



令和8年3月29日(日)に基山町立図書館の開館10周年記念イベントを開催しました。

基山町の知の拠点として、また、人々の交流の場として愛されて10年。これからも、町民の皆様へ愛される図書館を目指して進化を続けます。

題字：松田 朴伝 (基山町出身)

今月の納付・納税期限

- 固定資産税【全納1期】
- 軽自動車税【年税】
- 保育料【5月分】
- 住宅使用料【5月分】

納期限
6月1日(月)

詳しくは 税務課 ☎ 92-7918 まで

空き家の利用促進を図るため、空家活用補助制度を新設しました

問 申定住促進課 定住促進係 ☎ 92-7920

町内に所在する空き家の利用促進を図るため、空き家に居住するために行う改修に対し、改修費用の一部を補助します。
※工事前の申請が必要です。(着工後は対象外)

▽補助内容

空き家の改修に要する補助対象経費の2分の1以内(上限50万円)

▽補助対象者

空き家に居住するために改修を行う者であって、町税等の滞納がない者

▽補助対象空き家

不動産売買契約を締結した空き家

▽補助対象経費

- ・ 台所、浴室、洗面所、便所等の改修
- ・ 給排水、電気、ガス設備等の改修
- ・ 屋根・外壁等の外装改修
- ・ 内壁、天井、床、壁紙、畳の張替え等の内装改修

▽申請方法 申請書は町ホームページまたは定住促進課窓口で配布しています。



ホームページ

住宅改修工事費補助金の申請を受け付けています

問 申商工観光課 商工係 ☎ 85-7670

町では、住環境の向上と地域経済の活性化を目的に、町内業者による住宅リフォーム工事の費用の一部を補助します。屋根・外壁、水回り、太陽光発電など、幅広い工事に利用できます。
※工事前の申請が必要です。(着工後は対象外)

▽対象者

次のすべてに該当する方

- ・ 基山町に住民登録がある方
- ・ 住宅の所有者または居住している世帯主
- ・ 町税等の滞納がない方

▽対象住宅 町内の個人住宅または併用住宅(※居住部分のみ)

対象工事(例)

- ・ バリアフリー(手すり設置、段差解消など)
- ・ 省エネ(断熱、二重窓、太陽光発電など)
- ・ 防犯・防災(防犯ガラス、火災報知器など)
- ・ 耐久改修(屋根・外壁、内装改修など)

※町内業者との契約が必要

▽補助額 工事費(税抜)100万円以上の場合10万円(定額)

※100万円未満は対象外

※予算に達し次第終了(受付順)

▽申請のポイント

- ・ 必ず工事前に申請
- ・ 申請は対象者につき1回限り
- ・ 工事は年度内(3月31日まで)に完了

▽申請方法 申請書は町ホームページまたは商工観光課窓口で配布しています。



ホームページ